

# 龜山市教育大綱

令和4年3月

龜 山 市

## はじめに

本市は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、総合教育会議を設置し、市長と教育委員会との協議・調整を図るとともに、平成29年3月には「亀山市教育大綱」を策定しました。当該大綱の期間も令和3年度末をもって終了しますので、引き続きその推進を図るべく、このたび本大綱の改定を行いました。

この間、小学校の増・改築や全小中学校の普通教室等への空調設備の整備等の学びの環境の充実をはじめ、コミュニティスクールの推進、情報教育・少人数教育の推進等の教育施策、並びに「亀山市文化芸術基本条例」の制定、「かめやま文化年プロジェクト」の展開等による積極的な文化施策の推進を図ってまいりました。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行による急激な社会経済状況の変化は、様々な分野に多大な影響を及ぼし、人口減少・少子高齢化社会の到来やデジタル化の進展と相まって、ポストコロナ時代も不確実性の時代となることが予測されます。

そのため、環境変化に適応しながら、ニューノーマルへの対応を図りつつ、学びを止めない環境を構築していく必要があります。また、2030年までの国際目標であるSDGs(持続可能な開発目標)の達成に向け、多様性と包摂性のある誰一人取り残さない社会の実現に向けた取り組みも進めていかなければなりません。

こうした中、本市は、豊かな自然と歴史文化に恵まれた交通の要衝を礎に、新図書館を核としたJR亀山駅周辺の整備など、将来への都市成長に向けた新たな胎動が生まれつつあります。

今後も、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、市長と教育委員会との連携を深めながら、ポストコロナ時代を見据えつつ、この大綱の基本理念である「学びあふれる教育のまち かめやま」の実現に向け、5つの基本方針に基づき、教育・文化行政を推進してまいります。

令和4年3月

亀山市長 櫻井 義之

## 目次

1. 大綱の概要	1
(1)位置付け	1
(2)期間	2
2. 亀山市の目指す教育	3
(1)基本理念	3
(2)基本方針	4
3. 大綱の推進について	6

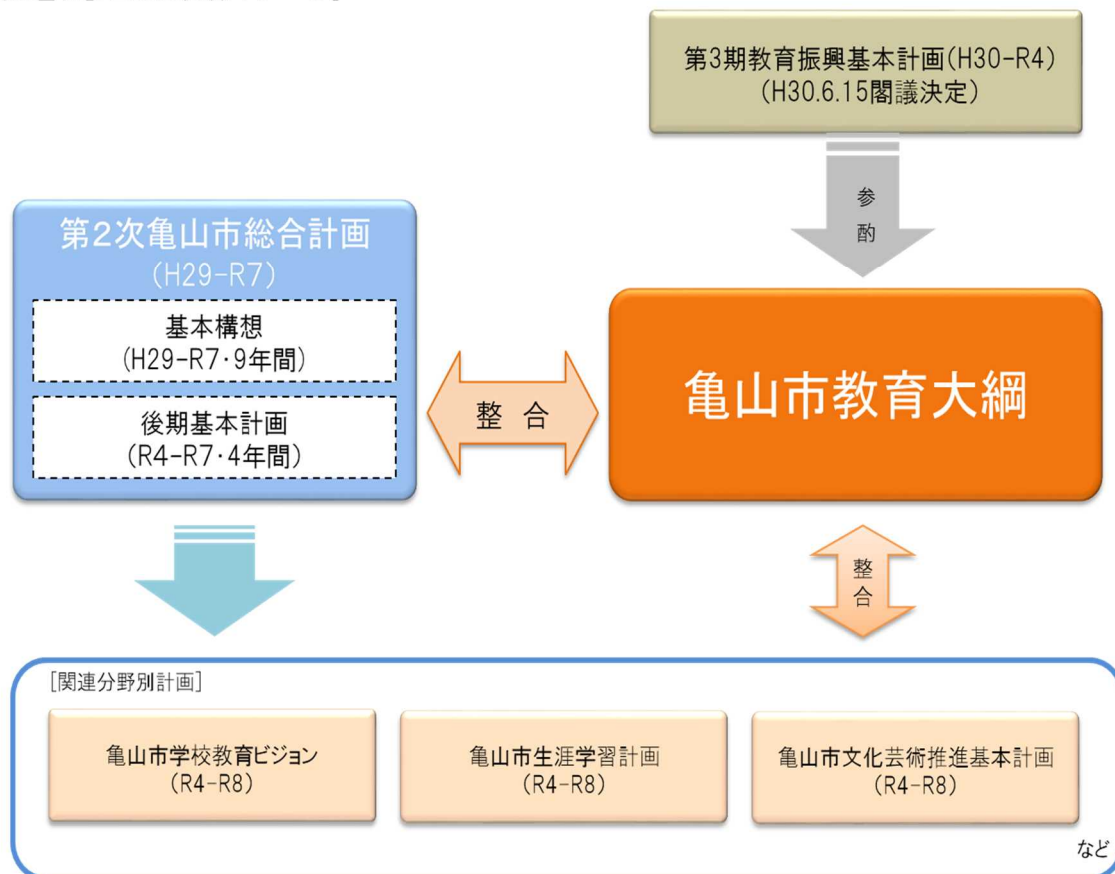
# 1. 大綱の概要

## (1)位置付け

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法)第1条の3第1項の規定に基づき、本市の目指す教育の実現に向けた基本理念及び基本方針を明らかにするため策定するものです。

策定にあたっては、国の「第3期教育振興基本計画」を参酌しながら、第2次亀山市総合計画や関連する分野別計画との整合を図っています。

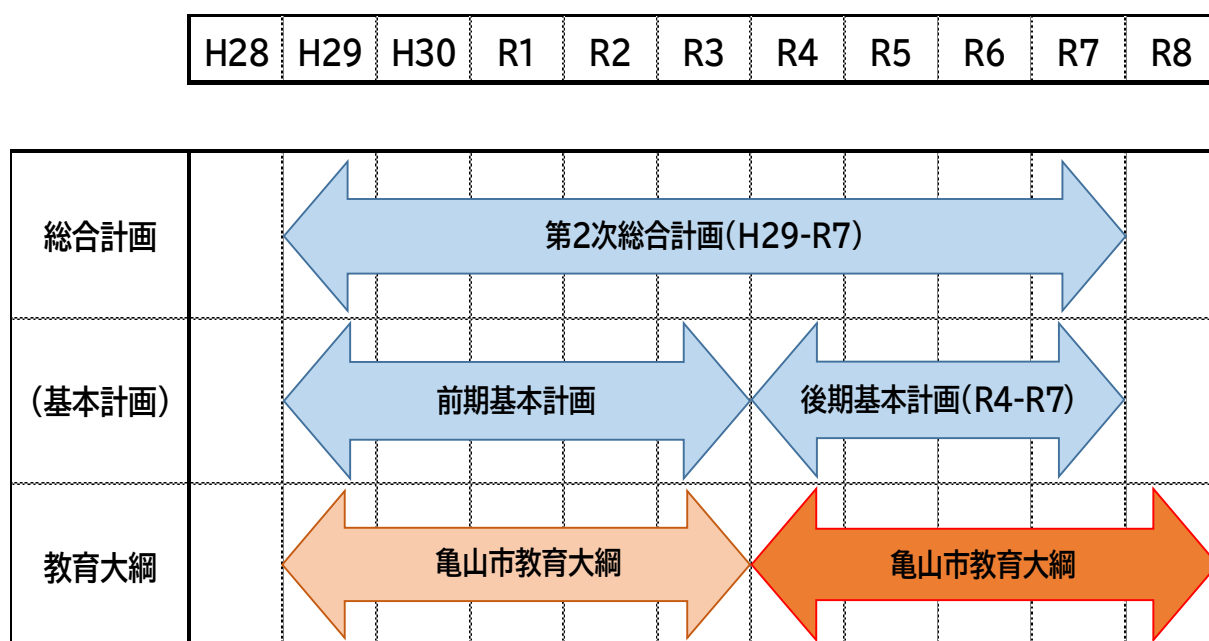
[大綱と各種計画との関係イメージ]



## (2) 期 間

本大綱の期間については、地教行法における大綱の趣旨と、本大綱との整合を図る市の最上位計画となる第2次亀山市総合計画の計画期間を勘案し、令和4年度から令和8年度までとします。

なお、国の「第3期教育振興基本計画」の見直しが行われた場合など、必要に応じて見直しを行うこととします。



## 2. 亀山市の目指す教育

---

### (1) 基本理念

# 学びあふれる教育のまち かめやま

～豊かな自然と歴史文化の中で、「ふるさと亀山」を受け継ぎ未来を拓く学び～

亀山市は、歴史的に「学び」を大切にしてきたまちです。江戸時代には、藩校・明倫舎が置かれるとともに、各地域でも寺子屋や私塾で熱心な教育が行われていました。また、明治以降は、三重県女子師範学校や鈴鹿高等女学校を核として地域全体で教育の風土が培われ、「教育のまち」と呼ばれてきました。

そして今も、豊かな自然や特色ある歴史文化が存在する各地域では、活発な地域活動が展開され、子どもたちがそれらの地域活動に関わる姿が多く見られ、学校と地域が連携していくために必要な環境が整っています。この豊かな環境を生かしながら、子どもたちは、世界的視野を持って新しい時代を生き抜き、未来を切り拓く力を確実に身につけ、地域全体が子どもたちの育みを支えていく必要があります。

一方、生涯を通じた市民一人ひとりの学びは、個人の可能性を開花させ人生を豊かにするだけでなく、新図書館の開館など誰もが学びの成果と交流により地域課題の解決や新たなまちづくりに参画することによって、地域で活躍できる社会への発展につながっていくことが期待されます。

また、これまでの本市の文化芸術・スポーツ活動の積み上げによって、新たな文化の創造や地域社会を担う人づくりが進んでいます。

このような本市の教育や文化の推進の状況を踏まえ、確実な教育・文化行政を進めていくうえで、上記の基本理念を掲げます。

子どもから大人まで誰もが、安心して生涯にわたって多くのことを学び続け、その喜びを享受することができるまちは、素晴らしいと考えます。

郷土の豊かな自然や人、歴史、伝統、文化に誇りを持ち、学校や家庭、地域の中の学びと交流を通して、子どもも大人も「ふるさと亀山」を愛し、市民であることに誇りを持ち、その良さを受け継ぎながら社会で活躍し、人々とともに希望に輝きよりよい未来を拓いていこうとする人を育てたいという願いを込めています。

## (2)基本方針

基本理念である「学びあふれる教育のまち かめやま」の具現化を図るため、教育・文化に関する各分野の施策を進める基本的な考え方として、次の5つの基本方針を定めます。

### [5つの基本方針]

- |          |                                |
|----------|--------------------------------|
| 基本方針-I   | 未来を拓く子どもたちの豊かな学びの実現            |
| 基本方針-II  | 地域とともにある学校づくり                  |
| 基本方針-III | 生涯を通じた学びの充実                    |
| 基本方針-IV  | 地域の文化を生かした活動・交流による<br>新たな文化の創造 |
| 基本方針-V   | 「ふるさと亀山」を誇り、受け継ぐ地域づくり          |

## 基本方針-I 未来を拓く子どもたちの豊かな学びの実現

誰一人取り残さない教育を進め、確かな学力、健やかな身体、豊かな心を身につけ、新しい時代に必要な力を獲得し、なかまとともに自分の個性を生かし可能性を広げ、夢をかなえようとする子どもを育成します。

## 基本方針-II 地域とともにある学校づくり

子どもたちが地域の中で豊かに学び、成長できるように、子どもの育ちと学びを軸として学校・家庭・地域及び行政が連携・協働して教育活動に取り組む、「地域とともにある学校づくり」を進めます。

## 基本方針-III 生涯を通じた学びの充実

市民一人ひとりが健康に過ごし、日々の暮らしの中で生きがいを感じられるよう、自然や歴史などのさまざまな地域の魅力や、活発に行われている市民活動など、多様な機会を活用して、誰もが生涯を通じて学び成長する機会づくりを進めます。

## 基本方針-IV 地域の文化を生かした活動・交流による新たな文化の創造

地域に根付いた、文化芸術、スポーツなど文化に関するさまざまな活動を、更に多くの市民の中に広げ、意識の高揚を図るとともに、文化に関する多様な交流を促進することにより、新たな文化の創造につなげます。

## 基本方針-V 「ふるさと亀山」を誇り、受け継ぐ地域づくり

「ふるさと亀山」の持つ地域性の高い豊かな自然や歴史を次世代に受け継ぐために、子どもたちの地域への愛着をはぐくみます。また、「ふるさと亀山」の魅力をも市民全体で共有し、誇れるものとしての意識醸成を図るとともに、その魅力を守り、活用を図ります。



### 3. 大綱の推進について

---

本大綱の推進にあたっては、亀山市総合教育会議での協議を行うなど、市長及び教育委員会との連携・調整を図り、多様な市民の参画を得ながら推進します。

また、本大綱に基づく具体的な施策の実施にあたっては、第2次亀山市総合計画及び関連する分野別計画の推進において、明確な目標のもとで持続的な展開を図ることとします。